

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年四月一九日法律第二八号)

一、提案理由(平成一四年三月一九日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近時、電子メールによる一方的な商業広告の送りつけ問題が急速に社会問題化し、早急な対応が求められております。このため、商取引の公正及び消費者保護の強化を図る観点から、特定商取引に関する法律により、所要の対応を行うことが必要不可欠であります。

政府といたしましては、こうした状況にかんがみ、現行の特定商取引に関する法律のもとで省令改正を行い、通信販売等の広告について、通信販売事業者等の電子メールアドレスの表示、商業広告である旨の表示等の新たな表示義務を本年二月から追加したところでありますが、さらに本問題への十全な対応を図るため、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

この改正におきましては、第一に、消費者が電子メールによる商業広告の受け取りを希望しない旨の連絡を通信販売事業者等に行った場合には、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止することとしております。

第二に、そのため、消費者が通信販売事業者等に対して連絡する方法の表示を義務づけることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一四年三月二九日)

谷畑孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近時、電子メールによる一方的な商業広告の送りつけ問題が急速に社会問題化している現状にかんがみ、商取引の公正及び消費者保護の強化を図るための措置を講じようとしようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、通信販売等についての商業広告を電子メールにより提供する場合には、当該商業広告に、消費者が通信販売事業者等に対して連絡する方法の表示を義務づけること、

第二に、消費者が通信販売事業者等に電子メールによる商業広告の受け取りを希望しない旨連絡した場合には、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止すること

であります

本案は、去る三月十九日に本委員会に付託され、同日平沼経済産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本日質疑を行った後、採決を行った結果、本案は全会一致

をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年三月二九日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法による規制の運用がITの進展に伴う新業態の創出や新規創業等の健全な事業の発展及びインターネットを利用した広告手法に係る技術革新を阻害することのないよう十分に配慮すること。
- 二 電子メールにより提供される広告の対象が、今後多様な商品、サービス等に拡大していく可能性にかんがみ、指定商品及び役務等の指定追加については、引き続きその実態把握に努め、機動的な対応を行うこと。
- 三 本法の実効性を確保する観点から、違法行為の取締りにあたっては、関係省庁、地方自治体等との連携の緊密化により、機動的かつ厳正な行政措置を発動するとともに、そのための取締体制を整備すること。
- 四 今改正の内容について、消費者に十分な周知徹底を図るとともに、インターネット上での電子メールアドレス等の個人情報の取り扱いについての啓発を進めること。
また、携帯電話等の情報端末機器が若年層にも普及している状況にかんがみ、学校教育及び社会教育における消費者教育の一層の充実を図ることにより被害の未然防止に努めること。
- 五 迅速な苦情相談処理を図る観点から、いわゆる迷惑メールに係る消費者からの苦情相談等の窓口となる指定法人、全国の消費生活センター、電気通信事業者、業界団体等に対して本法の趣旨を徹底し、相談窓口間の十分な連携を図り、消費者への対応に遺漏なきを期すこと。
- 六 今改正により事業者に義務づけられる措置の内容については、事業者の負担軽減の観点から、早期に具体的かつ明確に提示し、その周知徹底を図り、混乱が生じることのないよう努めること。
- 七 情報通信技術の進歩に伴い生じる電子商取引に係る新たな課題に対しては、実態に即した対応を引き続き検討するとともに、電気通信事業者において講じられる技術的措置について、一層の向上及び普及が図られるよう官民連携しての対策推進に努めること。
- 八 本法をもって規制できないタイプの迷惑メールが今後生じた場合には、その状況を踏まえ、速やかに検討を加えること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一四年四月一二日）

保坂三蔵君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電子メールによる一方的な商業広告の送り付けが急増している現状にかんがみ、迷惑メールの受取を希望しない者に対する再送信を禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、電子メールに対する規制の在り方、苦情相談処理体制の充実強化、特定電子メール送信適正化法との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一四年四月一日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法による規制に当たっては、ITの進展に伴う新業態の発生や新事業の創出等の健全な事業の発展とインターネットを利用した広告手法に係る技術革新を阻害することのないよう十分に配慮すること。

二 本法の実効性を確保するため、違法行為に対しては、関係省庁、地方自治体、警察との連携を緊密にし、機動的かつ厳正に業務の是正・改善の指示等の措置を講ずるとともに、そのための取締体制を整備すること。

三 本改正の内容について、消費者、事業者、苦情相談等の窓口となる指定法人、消費生活センター及び電気通信事業者等に対して十分な周知徹底を図り、消費者保護の増進と事業者の混乱の防止等に努めること。

また、若年層に対しては、被害の未然防止のために消費者教育のより一層の充実を図ること。

四 本法によって規制できない新しい形態の迷惑メールが発生した場合など、今後の情報通信技術の進歩に伴って生じる新たな課題に対し、状況を踏まえた速やかな検討を行うこと。

右決議する。